

令和6年度第11回清須市農業委員会議事録

召集年月日 令和7年2月25日(火) 午後2時

召集場所 清須市役所南館3階 第3会議室

開 会 令和7年2月25日(火) 午後2時

出席委員

農業委員							
1. 伊藤 正敏	○	2. 酒井 温司	×	3. 丹羽 保宏	○	4. 横井 満之	○
5. 中野 浩光	○	6. 三宅 正恭	○	7. 石塚 晴郎	○	8. 岩田 房喜	○
9. 鈴木 正	○	10. 後藤 善一	○	11. 星野 清明	○	12. 水野 格廉	○
13. 小島 慶久	○	14. 木村 実勇喜	○				
農地利用最適化推進委員							
15. 鈴木 朝明（北部）	○	16. 渡邊 由美子（西部）	○	17. 堀田 啓（南部）	○		

計 16 名

本会議に職務のために出席した者の氏名

局 長 梶浦 庄治

主 事 高味 俊夫

主 事 宮下 彩乃

議事日程

1 提出案件

(1) 議決案件について

議案第22号 農地法第3条の規定に係る許可申請 …… 3件

議案第23号 農地法第5条の規定に係る許可申請 …… 3件

(2) 報告案件について

報告第22号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 …… 10件

報告第23号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 …… 4件

2 その他

生産緑地のあっせんについて

「農地法5条の規定による許可された旨の証明願」提出の報告

会 長 皆さん、こんにちは。

2月に入り、除々にですが、季節は春に向かって進んでいます。

しかし、まだまだ寒い日もありますので、委員の皆さんにおかれましては体調管理に十分注意してください。

では、只今から、令和6年度第11回清須市農業委員会を開催いたします。本日は2番の酒井委員より事前に欠席の連絡がありましたが、13名で定足数に達していることをご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員は3名全員の出席をいただいております。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。本日は7番 石塚 晴郎（いしづか はるお）委員と8番 岩田 房喜（いわた ふさよし）委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声を確認の上）

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

それでは、【議案第22号】農地法第3条の規定に係る許可申請3件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事 務 局 議案書1ページにあります3条許可申請につきまして、議案書送付時点では、申請を受け付ける予定でしたが、譲受人が所有する農地の中に農地以外で利用している農地があったため、申請者に確認したところ3件とも取り下げされました。

会 長 この案件の地元は木村委員になりますが、何か意見はありますでしょうか。

木 村 委 員 ありません。

会 長 事務局の説明の通りですので、【議案22号】につきましては、廃案とさせていただきます。

では続きまして、【議案第23号】農地法第5条の規定に係る許可申請3件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事 務 局 議案書2ページ、申請番号R6-18をご覧ください。

申請地、地目、面積、譲渡人、譲受人については議案書のとおりです。

申請者は現在、申請者の実家に同居しております。令和4年に結婚し、現在配偶者は単身で賃貸住宅に居住しております。今後同居する予定ですが、子供が増えることも考えると、賃貸住宅では手狭であり、実家もすでに両親と祖父母が居住しているため、住宅建築の考えに至りました。

今後父母の介護も必要となると考え、実家の近辺で土地を探しましたが見つからず、自己所有地もなく途方に暮れていたところ、祖父が持つ申請地を利用する承諾を得られたため申請に至りました。

申請地は、エー（ア）－b－（a）の区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地であるため、農地の区分の該当事項のオー（ア）－bに該当し、第2種農地と判断でき、許可できる案件になります。また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は後藤委員になります。

後 藤 委 員 問題ありません。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」として、回答することといたします。

続きの説明を事務局に求めます。

事 務 局 次の案件につきまして、小島委員が関係者となりますので、小島委員は退席をお願いします。

それでは、申請番号 R6-19 をご覧ください。

申請地、地目、面積、譲渡人、譲受人については議案書のとおりです。

申請者は、清須市に本社がある運送業者です。申請者は、従業員駐車場として、本社前を含めて、4 箇所利用しております。利用している駐車場の1箇所に、商品の3輪バイクを置くこととなり、もともと駐車していた従業員駐車場14台分が不足し、駐車場の確保が急務となりました。

申請者には利用可能な土地を保有していないため、周辺市街化区域で土地を探しましたが、希望に沿う土地が見当たらず、市街化調整区域ではありますが所有者より承諾を得られたため申請に至りました。

申請地は、エー（ア）－b－（a）の区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね 10ha 未満である農地であるため、農地の区分の該当事項のオー（ア）－bに該当し、第2種農地と判断でき、許可できる案件になります。また、一般基準についても特段の問題はございません。

配布した図面をご覧ください。申請地は位置図のとおりで、周辺は田が広がっています。

土地利用計画図をご覧ください。農地との隣接部分はブロックを積み、土砂の流出を防ぎます。雨水につきましては、自然浸透させるとのことです。また、南側と東側に側溝があります。東側は蓋がしてありますが、南側は現在蓋がありません。南側に乗り入れ口を作るため、該当部分のみ側溝を入れ替え、蓋をしますが、水の流れは損なわないようにするとのことです。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は木村委員になります。

木 村 委 員 本社とも近いので特に問題ないと思います。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」として、回答することといたします。

続きの説明を事務局に求めます。

事 務 局 それでは、申請番号 R6-20 をご覧ください。

申請地、地目、面積、譲渡人、譲受人については議案書のとおりです。

申請者は、清須市に本社があり、建設機械の販売、リース及び修理事業を行っています。近年中古重機やリース、修理の需要が高まってきており、その需要に対応できるよう令和5年に農地転用申請を行い、重機を置く駐車場を確保しました。しかし、需要増加に伴い、現在の本社や転用地では、買い取った機械やリース用の機械により、場所の確保が困難になっています。修理依頼を断ることもあり、場所の確保が急務となりました。

申請者には利用可能な土地を保有していないため、周辺市街化区域で土地を探しましたが、希望に沿う土地が見当たらず、市街化調整区域ではありますが、前回申請地の隣地であり、所有者より承諾を得られたため申請

に至りました。

申請地は、立地基準のエー（ア）－a－（b）インターチェンジから概ね300m以内にある農地に該当し、第3種農地と判断でき、許可できる案件となります。

また一般基準については特段の問題はございません。

配布した図面をご覧ください。申請地は位置図のとおりで、周辺は田が広がっています。

土地利用計画図をご覧ください。農地との隣接部分はブロックを積み、土砂の流出を防ぎます。

雨水につきましては、透水性の高い舗装を行い、浸透させるとのことです。また、南側の蓋のない側溝につきましては、乗り入れ部分のみ側溝を入れ替え、蓋をしますが、水の流れは損なわないようにするとのこと。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は木村委員になります。

木 村 委 員 特に問題ありませんが、西側と所有者が一緒になると思いますが、一体利用はしないのですか。

事 務 局 一体利用はしません。境界線にはブロックを積み、それぞれで利用することです。

木 村 委 員 わかりました。問題ありません。

会 長 ここは駐車場利用のため、地質調査しなくて良いのですか。

木 村 委 員 建物を建てないならば良いと思います。

会 長 他のご意見はありますか。

伊 藤 委 員 法面の除草の管理は転用者がしてくれるのでしょうか。

会 長 実際は農地の法面よりも道路の法面の方が草生えはひどいです。

伊 藤 委 員 厳密に言うと道路管理者の管理ということですね。

会 長 農地に関しては昔からの流れで営農者が法面も管理することになっていますが、転用した場合だれが管理するのかという問題はあります。

事 務 局 転用地だけ市で除草を行うことも難しいです。

会 長 なら、農地も含めて全て除草すべきと営農者から苦情が出ますね。

伊 藤 委 員 田んぼの法面でも、交差点付近で草生えがひどい場合は、土木課に草刈

をしてもらえました。

会 長 それは、交通に支障をきたす場合だったからですね。そういう理由がないと除草してくれませんね。

鈴木推進員 地区によっては法面がかなり広い農地もありますね。

伊藤委員 産業課としては法面の管理のお願いはするのでしょうか。

事務局 許可ですので、お話しすることはできると思いますが、お願いになる可能性が高いです。草刈をしていただくこと、除草剤は周りの農地に影響が出ないものにしていただくことを許可の条件としてお願いすることはできるかもしれないです。検討させていただければと思います。

伊藤委員 よろしくお願いします。

会 長 他にご意見などありませんか。
なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」とすることといたします。

続きまして、【報告第 22 号】農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出 10 件及び【報告第 23 号】農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出 4 件を事務局より読み上げますので、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案書 3 ページ【報告第 22 号】農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出 10 件を説明します。

申請番号 R6-36、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用目的は住宅建築、始末書が添付されています。

こちら、堀田推進委員の案件となります。

堀田推進委員 問題はありません。

事務局 申請番号 R6-37、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用目的は住宅建築、始末書が添付されています。

こちら、堀田推進委員の案件となります。

堀田推進委員 問題ありません。

事務局 申請番号 R6-38、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用目的は店舗建築、福田悪水決済賦課金が該当し、始末書が添付されています。

こちら、鈴木正委員の案件となります。

鈴木正委員 問題ありません。

事務局 申請番号 R6-39、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用目的は駐車場、始末書が添付されています。

こちら、伊藤委員の案件になります。

伊藤委員 問題ありません。

事務局 続きまして、4 ページをご覧ください。

申請番号 R6-40、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用目的は通行路、始末書が添付されています。

こちら、鈴木推進委員の案件になります。

鈴木推進委員 問題ありません。

事務局 申請番号 R6-41、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用目的は駐車場、始末書が添付されています。

こちら、小島委員の案件になります。

小島委員 問題ありません。

事務局 申請番号 R6-42、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用目的は住宅建築、始末書が添付されています。

こちら、伊藤委員の案件になります。

伊藤委員 問題ありません。

事務局 申請番号 R6-43、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用目的は住宅建築、始末書が添付されています。

こちら、三宅委員の案件になります。

三宅委員 問題ありません。

事務局 続きまして、5 ページをご覧ください。

申請番号 R6-44、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用目的は長屋住宅建築、宮田用水決済賦課金が該当し、共有者がいるため 5 条届出を同日に受付しています。

こちら、中野委員の案件になります。

中野委員 問題ありません。

事務局 申請番号 R6-45、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用目的は駐車場、始末書が添付されています。共有者間の使用貸借のため 4 条届出を同日に受付しています。

こちら、中野委員の案件になります。

中 野 委 員 問題ありません。

事 務 局 では、6 ページをご覧ください。【報告第 23 号】農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出 4 件について説明します。

申請番号 R6-88、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用目的は長屋住宅建築、始末書が添付されています。共有者間の使用貸借のため 4 条届出を同日に受付しています。

こちら、中野委員の案件になります。

中 野 委 員 問題ありません。

事 務 局 申請番号 R6-89、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用目的は調剤薬局の建築、清州駅前土地区画整理事業地内の案件です。

こちら、三宅委員の案件となります。

三 宅 委 員 問題ありません。

事 務 局 申請番号 R6-90、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用目的は住宅敷地、始末書が添付されています。

こちら、渡邊推進委員の案件になります。

渡 邊 推 進 委 員 問題ありません。

事 務 局 申請番号 R6-91、所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用目的は駐車場、始末書が添付されています。

こちら、渡邊推進委員の案件となります。

渡 邊 推 進 委 員 問題ありません。

事 務 局 以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

以上のことについて、質問はありますか。

では、その他に移ります。まず、生産緑地のあっせんについて事務局に説明を求めます。

事 務 局 事前に郵送しました生産緑地のあっせん依頼について説明いたします。

生産緑地所有者の死亡又は故障により農業に従事することができなくなくなり、清須市都市計画課へ生産緑地の買取申出があり、市内部機関で買い取り希望がなかったため、農業委員会へ生産緑地法第 17 条の 2 の規定に基づくあっせんの協力依頼がありました。

あっせん依頼の内容について説明させていただきます。

申出地、地目、面積は記載のとおりとなります。

買い取り希望金額は、1 m²あたり 130,145 円となっており、1 筆で

89,800,050 円となります。

この土地に関して、各委員のご地元にて、買い取りの希望者がいると思われる場合は事務局まで申し出てください。耕作希望者がいない場合、幹旋不成立の旨を都市計画課へ報告し、都市計画変更の手続きへ入る流れとなります。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

何か質問はありますか。

伊 藤 委 員 宅地として利用する場合は、これよりももう少し高くなると思いますが、営農をする単価としては高いですね。

会 長 現況は本当に何かやられているのですか。

伊 藤 委 員 現況は果樹園でした。ただ、高齢により、果樹以外の周りの草生えの管理ができていない時もあり、農地パトロールの時期には適正な管理をお願いしたことがあります。

会 長 以上のことについて、質問はありますか。

続きまして、「農地法5条の規定による許可された旨の証明願」提出の報告について事務局に説明を求めます。

事 務 局 机上配布させていただきました農地法5条の規定による許可された旨の証明願をご覧ください。

1件提出されましたので、報告のみさせていただきます。

願出者、願出地、地目、面積は記載のとおりです。平成18年11月17日に許可され、現況は駐車場となっています。

報告後は、尾張農林水産事務所へ進達し、県にて許可された旨の証明をしていただきます。

以上で説明を終わります。

会 長 以上のことについて、質問はありますか。

木 村 委 員 清須市では許可を受付した記録は残っていますか。

事 務 局 今回の願出書に関しましては、紙での記録は残っていません。ただ、システムで5条許可を受付した記録がありました。システムに残っている情報で、尾張農林水産事務所に許可の証明ができるか事前に問い合わせたところ、証明できる回答がありましたので、願出書を受付しました。

木 村 委 員 県は情報を持っているのですね。

事 務 局 基本は5年までにか遡れませんが、ある程度情報がわかれば、探し出してくれる場合があります。

伊 藤 委 員 願出人と譲渡人が別人ですが、願出人は相続人ですか。

事 務 局 そのとおりです。願出書は許可申請時の情報を記載していただきます。
願出人に関しては、譲渡人が死亡している場合、相続人が願出人となります。

伊 藤 委 員 何のために証明を出すのですか。

事 務 局 地目を変更するためです。
本来、農地転用許可後、転用工事が完了しましたら、土地所有者により地目変更をしていただきます。賃貸借等の設定の場合、転用者と土地所有者が違うため、忘れられることが多く、後に地目変更していないことに気づき、許可通知がどこにあるかわからず、証明を求めることが多いです。

木 村 委 員 賃貸借だとそのままになっているところは、往々にしてあります。

会 長 複数人の譲渡人の場合は特に手元に許可通知の原本があることは少ないですね。

木 村 委 員 そうですね。
賃貸人が地目変更することはできないため、結局それぞれの所有者が地目変更する必要があります。

伊 藤 委 員 よくわかりました。

会 長 事務局にて他に何かありますか。

事 務 局 最後に机上配布させていただきました「清須市における地域計画」について説明させていただきます。
まず、1 地域計画についてです。地域計画の概要につきまして、簡単に説明します。地域計画は農業振興地域計画、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想がある市町村が策定することとされています。対象農地は市街化区域の農地を除く、市街化調整区域の農地です。この地域計画の目的は農地の確保と 10 年後の担い手の確保です。

2 地域計画策定の有無の影響についてです。策定の主なメリットは、1 つ目が農地転用する場合計画区域内の関係者の意見をまとめ計画変更後でないと転用許可がおりないため、開発抑止により農地の確保ができます。2 つ目は農業を行うための農林水産省の各種補助金の活用が可能となります。3 つ目は 10 年後の将来像が明らかになります。4 つ目は担い手に農地を任せる話し合いに繋がり、結果、農地を集約することに繋がります。

逆に策定の主なデメリットは、先ほど説明したとおり、農地転用をする場合はこの計画が支障になってきます。農地転用までに地域計画の変更を

行う必要あり、計画区域の関係者の意見をまとめ、承諾が必要となります。

地域計画を策定しなかった場合、所有者は特段影響がないかもしれませんが、オペレータや農作業委託を請け負っている方は、担い手と位置づけられないため農林水産省関係の各種補助金が活用できなくなります。

では3 清須市の状況について説明します。清須市には農業振興地域農用地区域(青地農地)があることから、地域計画の策定は、青地農地の区域を対象とする方針としました。

過去の経緯を整理しますと、平成 31 年頃に全市域について農業振興地域農用地区域指定除外に関する請願が市議会に提出され、採択されています。

このような状況において、産業課農政係として今年度は農業振興地域整備計画の見直しの時期でもありましたので農家へ意向調査を行いました。結果は記載の通りです。意向調査の中では農地を転用したいか、それとも農地を守っていききたいかも確認しています。農地転用・売却の意向が回答の約6割、農地を守りたい意向が回答の約2割となり、残りは、既に農業を行っていない等の回答でした。また、青地農地の今後の展望について確認したところ、後継者不足による現状維持が約1割、農業以外に利用が約5割、わからないが約4割の回答でした。特に青地農地は、農業以外の利用に制限があるため、解消を求める意見が多くありました。

意向調査の結果を考えると地域計画の策定は、難しいと考えますが、市内で農林水産関係の補助金を受けて活動している団体がありましたので、こちらにも意向調査を行いました。

結果としては、代表者から地域計画の策定の協力はできないとのことで、交付金事業に関しても今期の計画満了をもって継続しないとのことでした。地域計画を策定するめばしい場所がなくなってしまったというのが現状です。

続きまして、4 愛知県尾張農林水産事務所農政課、本庁農業振興課との協議状況について説明します。

これらの結果をもって、尾張農林水産事務所や農業振興課と協議をしてきました。まず、清須市の現況からすると、農地の所有者の意向を無視した、地域計画の策定が困難な状況であると説明し、理解を得られたと思っています。しかし、地域計画の策定ができない理由を清須市として明らかにする必要があると意見がありました。また、地域計画は、農地の所有者のためでなく、担い手の計画でもあるため、西春日井農協とも情報共有を

し、担い手となるオペレータにも話しておく必要もあると意見がありました。

現状産業課農政係から農業振興地域農用地の所有者や補助金を活用している団体に意向確認をしていますが、地域計画の策定できるエリアは市街化調整区域の農地です。本日こちらを報告させていただいた目的は、ご担当している地域の中で、地域計画を作る機運のあるエリアがありましたら、教えていただきたいと共に、策定エリアがないのであれば、それもまた教えていただきたいためです。

今現状で策定エリア等があれば教えていただきたいです。

横 井 委 員 調整区域の農地はありますが、所有者の年齢も考えもバラバラのため、まとめるのは難しいです。現在の所有者が亡くなれば、売りたい方がほとんどだと思います。

木 村 委 員 清須市内どこをあたっても計画を作りたいと思う地域は無いと思います。今は要件を満たせば農業振興地域農用地区域を除外ができてしまうので、そのような地域をまとめようとする人がいるとは思えません。

会 長 地域計画の策定は難しいでしょうね。

鈴木推進委員 そもそも話、農業だけで生計は維持できないです。

丹 羽 委 員 最近行った農林業センサスの調査においてもほとんどのところが売り上げが0でしたね。農業で生活している方は本当に数件だと思います。

会 長 除外の請願が出ていない青地農地はありますか。

事 務 局 青地農地は全て請願が出ています。

伊 藤 委 員 オペレータは活動意欲をもっているのですか。

事 務 局 農協から確認した限りのところでは、引き受ける意欲はあるとのことですが。既に借りている近辺が良いという要望があることが多いので、場所によることもありますが、田んぼでも畑でもまだ少なからず引き受けていただけたらと思います。

伊 藤 委 員 なら2割の農地を守りたいという意向のある所有者の農地がオペレータの要望に合えば良いですが、合わなければ地域計画は無理でしょうね。

事 務 局 2割の農地を守りたい意向の方につきましては、もともと回答率が全体の50%のため、その中の2割になります。そのため、対象地は少ない可能性が高いです。

伊 藤 委 員 地域計画の最低策定面積はあるのですか。

事 務 局 ないです。

伊 藤 委 員 なら、仮に 1ha でも地域計画が策定できるなら良いですがね。

事 務 局 皆さん、意見をありがとうございます。伊藤委員より担い手の意向確認がもっと必要との話がありましたので、農協を通じてオペレータの意見も聞いていこうと思います。ただ、農地を持っている所有者の意見を全く無視してオペレータのためだけの計画をつくるつもりもありませんので、両者の意見がそろったところで地域計画を作りたいと思っています。今回の意見で地域計画の策定は難しいことであるとよりわかりました。

丹 羽 委 員 賃料は高めに設定しないとオペレータに貸したいという所有者は増えてこないと思います。所有者よりもオペレータを優先するというのもいけないと思います。

事 務 局 そうですね。国としてはあくまで両者にとっての計画です。所有者には農地としてもっていてもらいたい、その農地の耕作は所有者よりも担い手が行っていることが多いので担い手を守っていきたい、この二つの大きな柱を共存させた計画でないと意味がないものです。国も意味の無い計画は作らないよう言っています。

正直、清須市ではご指摘の通り所有者が農地を持ち続けてもいいと思うような状況にならない限りは、地域計画の策定は難しいと思っています。ただ、担い手の意見も聞かせていただく必要はあります。農協とよく相談し、意見を集約して、所有者と意見が合うような地域がありましたら、計画策定を進めます。意見が合わないのであれば、それをもって国や県に清須市の地域計画について報告し、策定ができない方向で話をすすめる必要があると思います。

担い手の意見集約をし、3 月の農業委員会にて、報告できればとも思います。

会 長 事務局の説明が終わりました。

以上のことについて、質問はありますか。

それでは、次回の開催について確認します。

令和 7 年 3 月 25 日、火曜日、午後 2 時から、場所は清須市役所北館 2 階第 1 会議室、第 2 会議室にて開催予定ですのでよろしくお願いします。

以上で令和 6 年度第 11 回農業委員会を閉会します。本日はご苦勞様でした。

—終了時刻午後 3 時 1 0 分—

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____